

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

第2条 法第15条第1項の規定による命令は、是正命令書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第15条第2項の規定による通知は、是正措置要請通知書（様式第2号）により行うものとする。

(適合通知及び計画の通知)

第3条 法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により申出をしようとする者は、当該申出に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、法第17条第4項に規定する確認の申請書に、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写し及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の12に規定する図書及び書類を添えて行うものとする。

2 法第17条第4項に規定する適合通知は、適合通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 法第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（様式第4号）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書を添えて行うものとする。

4 法第17条第6項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知は、通知書（様式第5号）により行うものとする。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第4条 法第18条第1項に規定する認定建築主等（以下「認定建築主等」という。）は、同項の規定による計画の変更の認定（以下「計画の変更認定」という。）を受けようとするときは、変更認定申請書（様式第6号）の正本及び副本に、それぞれ省令第10条第2項の通知書（以下「認定通知書」という。）並びに当該計画の変更に係る書類及び図面を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、変更認定通知書（様式第7号）により当該認定建築主等に通知するものとする。

(認定建築主等変更届)

第5条 認定建築主等は、法第19条に規定する認定特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の工事が完了する前に認定建築主等の変更をしようとするときは、変更前の認定建築主等と変更後の建築主等が連署して認定建築主等変更届（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 法第17条第2項第4号に規定する資金計画

(2) 認定通知書（計画の変更の認定を受けた場合は、認定通知書及び変更認定通知書。第7条第1項において同じ。）

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、認定建築主等変更受理通知書（様式第9号）により当該変更後の建築主等に通知するものとする。

(取下げ届)

第6条 法第17条第3項に規定する計画の認定（以下「計画の認定」という。）又は計画の変更認定の申請をした者は、市長が当該計画の認定又は計画の変更認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る申請書の副本に取下げ届済印を押印し、当該届出者に返還するものとする。

(取りやめ届)

第7条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事を取りやめたときは、取りやめ届（様式第11号）

に認定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る認定通知書に取りやめ届済印を押印し、当該届出者に返還するものとする。

(認定建築主等に対する改善命令)

第8条 法第21条の規定による改善に必要な措置をとるべきことの命令は、改善命令書（様式第12号）により行うものとする。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第9条 法第22条の規定による計画の認定の取消しは、計画認定取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

(既存特定建築物の特例認定)

第10条 法第23条第1項の規定による認定を受けようとする者は、既存特定建築物の特例認定申請書（様式第14号）の正本及び副本に必要な書類及び図面を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請について認定するときは、既存特定建築物の特例認定通知書（様式第15号）により当該申請者に通知するものとする。

(特定建築物の建築主等からの報告の徴収)

第11条 法第53条第3項の規定による報告は、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書（様式第16号）に必要な書類及び図面を添えて行うものとする。

(認定建築主等からの報告の徴収)

第12条 法第53条第4項の規定による報告は、認定特定建築物の建築等及び維持保全に関する報告書（様式第17号）に必要な書類及び図面を添えて行うものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月15日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。